

## 報道各位

CONTACT: 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

Phone: 03-5318-3332, FAX: 03-3319-0330

代表 飯田哲也:090-8944-5873

副代表 大林ミカ:090-7263-9494

### 専門 NPO を排除した「新エネルギー部会」を批判する

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会が明日 7 月 26 日に再開される。しかし、今回の新エネルギー部会は、従来にもまして重大な問題を孕んでおり、ここに指摘しておく。

#### 専門 NPO を排除した「新エネルギー部会」

今回の新エネルギー部会の開会にあたって、「委員数の削減」と「女性委員の重用」という理由から、当団体からの委員再任を見送るとの説明を受けた。しかしながら当団体は、自然エネルギー促進に関する幅広い市民団体や企業団体に支えられているだけでなく、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(新エネ利用特措法、いわゆる新エネ RPS 法)について、同法策定以前から、専門的に政策研究と政策提言を続けてきた団体である。前回の新エネルギー部会でも、幅広い問題点と改善点を指摘し真摯な議論をリードし、法施行後も、検証委員会を毎年主宰し、今年 2 月には同法の包括的な見直し提言を発表している。

こうした活動実績に照らせば、他の委員と比較して、市民性と専門性の両面から当団体は十分な正統性を有していることが明白であり、当団体を排除した新エネルギー部会の正統性こそが損なわれている。

#### 「反自然エネルギー」主体の委員構成

今回の新エネルギー部会には、当団体だけでなく、環境・エネルギー政策に関わる NGO は一人も参加していない。委員のうち、電力会社などの企業が 12 名を占め、自然エネルギーに否定的な評論家・学識経験者が 6 名も占めている。自然エネルギー促進に前向きな姿勢の委員はわずか 3 名にすぎない。

このように著しくバランスを欠いた委員構成では、新エネ RPS 法が改善されるどころか、まともな議論が行われることすら期待できない。同じく委員のバランスを欠いていた系統連系小委員会と同様に、自然エネルギー政策を歪め、いっそう後退させる懸念の方が強い。

#### 新エネ利用特措法(新エネ RPS 法)見直しの焦点

今回の部会では、新エネ RPS 法の施行後三年目の見直しにあたり重要な論点が目白押しであり、以下指摘しておく。

##### ・ 「2014 年問題」

新エネ利用特措法の施行から二年を経過し、新エネ RPS 法の悪影響が顕在化している。目標値および各年基準利用量が低いために、電力会社の保有する RPS クレジットはすでに義務量を超過し、市場にはほとんど流動性はない。とくに今回は、2010 年の代エネ目標値のような手がかりがないまま、「2014 年の目標値」を決定する必要があるが、新エネ部会主導では目標値の引き下げを答申しかねない。

##### ・ 定義問題

また、既設のゴミ発電からの電力がバイオマスと分類され、これが基準利用量の多くを占めているために、本来、普及すべきクリーンな自然エネルギーの促進を阻んでいる。「新エネルギー」の見直しは必須だが、国際的に合意されつつある「持続可能な自然エネルギー」に関する知見を持つ委員は見あたらず、的はずれに終わりかねない。

##### ・ 風力発電への逆風

6 月 23 日の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会風力発電系統連系対策小委員会の中間報告では、系統問題に対して、蓄電池の設置が有力な推進策として認められたことは、風力発電の普及にブレーキをかける、世界でも例のない「縮小策」である。本来であれば、系統全体でインバランス・コストを吸収することが合理的だが、蓄電池設置はコストを風力発電事業だけにしわ寄せする不合理であり、早急な見直しが急がれる。

##### ・ 太陽光問題

太陽光発電は、長く日本がトップランナーであったが、2004 年度に初めてドイツに単年度設置量で逆転された。ところが、太陽光発電への政府の設置補助金は今年度中に打ち切れ、同時に電力会社の余剰電力購入メニューも存続が危ぶまれている。余剰電力購入メニューは、実質的に太陽光発電の普及を支えてきた自主的な取り組みであるため、これに代わる何らかの新しい対策が求められる。

以上のような状況を踏まえ、当団体は、8 月 4 日に新エネ利用特措法の見直しに関わる 2005 年度第一回新エネ利用特措法改正検討委員会を開催する。同委員会では、新エネルギー部会の動向も睨みつつ、今後も法改正に向けた具体的な提言を積極的に行っていく予定である。(詳細は <http://www.jca.apc.org/~gen/> をご覧ください)